

2018年7月23日

お客様各位

井本商運株式会社

### 危険物輸送に使用した空容器（未洗浄）の扱いについて

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は弊社サービスをご利用頂きまして、誠に有難うございます。

さて、危険物輸送に使用された空容器を未洗浄の状態海上輸送する際の手続きにつきまして、下記にご案内申し上げます。船舶安全運航及び関連法令順守の為、何卒ご協力をお願いいたします。関連法令については別紙をご参考ください。

敬具

記

#### 【該当貨物】

“危険物船舶運送及び貯蔵規則”に定められる“空容器”（空タンクコンテナ 又は 空容器で未洗浄のもの、若しくは洗浄後でも容器内残留物の危険性が残っているもの）。

\* 内部洗浄したものであつて、残留内容物による危険性のないものは非該当となります。

#### 【該当物の輸送手続き及びご留意点について】

“コンテナ危険物明細書”を実入り輸送時同様に弊社までご提出お願いいたします。書類にはその他記載事項欄に“空容器(未洗浄)”又は“EMPTY UNCLEANED”とご記載ください。

危険物ラベルが実入り輸送時同様にコンテナ四側面に表示されている事をご確認頂き、不足があればラベルの表示をお願いいたします。

以上

ご不明な点がございましたら弊社営業担当までお問合せください。

〔営業〕 TEL : 078-322-1602 /1604

〔弊社 HP からのお問い合わせ〕 <http://www.imotoline.co.jp/contact/form.html>

**【関連法令(抜粋)】****危険物船舶運送及び貯蔵規則 第5条の2 (空容器)**

危険物の運送又は貯蔵に使用された空の容器(次の各号に掲げるものを除く。)は、当該危険物を収納しているものとしてこの規則(第百十一条及び第百十二条の規定を除く。)を適用する。

一 危険物(放射性物質等を除く。)の運送又は貯蔵に使用された空の容器を洗浄したものであつて、残留内容物による危険性がないことについて荷送人が確認したもの

**第17条 (危険物明細書)**

危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長(危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。)に提出しなければならない。

1 から5 (省略)

6 その他告示で定める事項

**告示第14条の3**

規則第17条第1項第6号の告示で定める事項は次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 放射性物質以外の危険物

イ (省略)

ロ 規則第5条の2の規定により規則の適用を受ける容器を運送する場合にあつては、「空容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「EMPTY UNCLEANED」若しくは「RESIDUE LAST CONTAINED」の文字